介護保険・高齢者福祉サービスガイドブック

令和4年度版

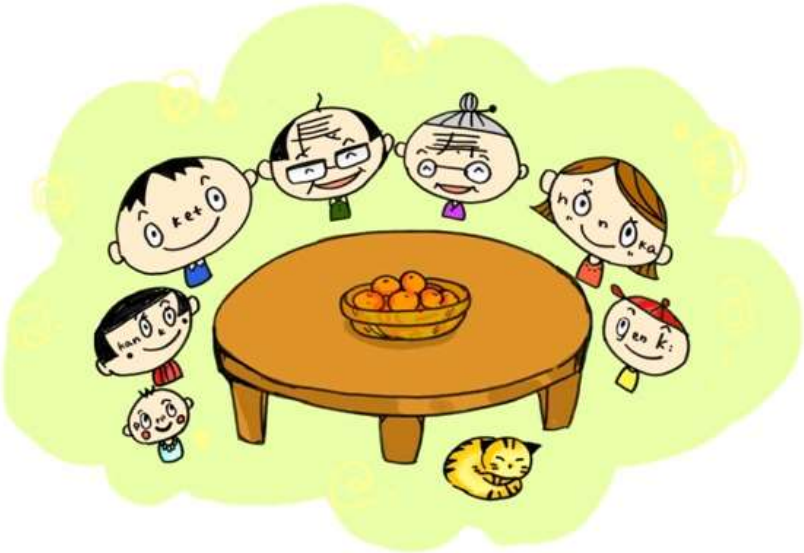

置 戸 町

目　　次

１ 介護保険制度とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3～10

１　介護保険制度の対象者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３
（１）６５歳以上の方（第１号被保険者）
（２）４０歳から６４歳の方（第２号被保険者）
２　保険料・サービス利用の負担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４
（１）第１号被保険者（６５歳以上の方）
（２）第２号被保険者（４０歳から６４歳の方）
（３）介護サービスの利用者負担
（４）利用者の自己負担額が高額になったとき
３　利用できる介護サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８
（１）介護サービス利用の手順
（２）介護予防
（３）介護サービス

２ 高齢者の総合相談窓口 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

１　地域包括支援センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
（１）地域包括支援センターとは
（２）地域包括支援センターの役割

３ 高齢者福祉サービスの利用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14～24

１　生活支援・・ 14
（１）ホームヘルパー一般訪問
（２）ホームヘルパー派遣
（３）ひとり暮らし高齢者等安心カード配布
（４）高齢者等緊急通報システムの設置
（５）高齢者通院交通費助成
（６）高齢者等介護移送費助成
（７）介護移送サービス
（８）ハイヤーチケット交付
（９）軽度生活援助
（10）除雪サービス
（11）配食サービス
（12）訪問等理美容サービス
（13）寝具乾燥消毒サービス
（14）高齢者等住宅改修費助成
（15）勝山温泉ゆぅゆ入浴料助成
（16）生きがいデイサービス
（17）はつらつ筋力トレーニング（第１号通所事業）

（18）いきいき運動教室（第１号通所事業）
（19）ショートステイ
（20）福祉機器貸出
２　家族介護支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
（１）家族介護用品支給
（２）介護慰労金支給
（３）介護者のつどい（よつ葉の会）
（４）安全杖交付
３　認知症対策・成年後見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
（１）認知症サポーター養成
（２）成年後見制度利用支援
（３）高齢者 SOS ネットワーク

４　高齢者の入所施設サービスの利用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26～27

１　養護老人ホーム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
（１）養護老人ホーム常楽園
２　介護老人福祉施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
（１）特別養護老人ホーム緑清園
３　認知症対応型共同生活介護施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
（１）グループホームはなおけと

５　各種相談・サービス利用の窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

1　介護保険制度とは

介護保険制度は、介護が必要な本人や、その家族が抱えている介護に対する不安や負担を社会全体でささえ合う制度です。そして、誰もが高齢になって心身が弱くなっても、必要な介護サービスを選び、利用することによって、住み慣れた地域で安心して暮らせるように支援するための制度です。

1　介護保険制度の対象者

加入者（被保険者）は、年齢によって区分され、介護サービスを利用できる条件や、保険料の決まり方・納め方が異なります。
なお、介護保険法により、それぞれの区分に該当する方は、自動的に被保険者となりますので、いずれも特別の手続きは、必要ありません。

（1）65歳以上の方（第1号被保険者）

●サービスを利用できるのは
　介護が必要と認定された方

（2）40歳から64歳の方（第2号被保険者）

●サービスを利用できるのは
　老化が原因とされる次の16の病気（特定疾病）によって、介護が必要と認定された方

●初老期の認知症（アルツハイマー病、脳血管性認知症など）
●脳血管疾患（脳出血、脳梗塞など）　●筋萎縮性側策硬化症（ALS）
●パーキンソン病関連疾患　●脊髄小脳変性症
●多系統萎縮症（シャイ・ドレーガー症候群、オリーブ橋小脳萎縮症など）
●糖尿病の合併症（糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症、糖尿病性神経障害など）
●閉塞性動脈硬化症
●慢性閉塞性肺疾患（肺気腫、慢性気管支炎、気管支喘息など）
●両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
●関節リウマチ　●後縦靭帯硬化症　●脊柱管狭窄症
●骨折を伴う骨粗しょう症　●早老症（ウエルナー症候群）
●小児がんを除くがん末期

2　保険料・サービス利用の負担

(1)第1号被保険者(65歳以上の方)

●保険料の額

保険料の額は、前年の所得や当該年度の住民税の課税状況により次の9段階が設定されています。令和3年度から令和5年度までの保険料の基準額は月額 4,200 円で、それぞれの段階の年間保険料額は次のとおりです。保険料の額は、3年ごとに見直されます。

区　分	所　得　区　分	年間保険料額
第1段階	生活保護を受けている方 世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者 世帯全員が住民税非課税で、本人の年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	22,860 円 (基準額×0.45)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超えて120万円以下の方	31,500 円 (基準額×0.625)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	37,800 円 (基準額×0.75)
第4段階	本人が住民税非課税(世帯に課税者がいる場合)で、本人の年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	44,100 円 (基準額×0.875)
第5段階	本人が住民税非課税(世帯に課税者がいる場合)で、本人の年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	50,400 円 (基準額)
第6段階	本人に住民税が課税されていて、合計所得金額が120万円未満の方	60,480 円 (基準額×1.2)
第7段階	本人に住民税が課税されていて、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	65,520 円 (基準額×1.3)
第8段階	本人に住民税が課税されていて、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	75,600 円 (基準額×1.5)
第9段階	本人に住民税が課税されていて、合計所得金額が320万円以上の方	85,680 円 (基準額×1.7)

●保険料の納め方

第 1 号被保険者の保険料の納め方には「特別徴収(年金から納付)」と「普通徴収(納付書又は口座振替による納付)の2つの方法があります。

◇年金が年額18万円以上の方　→　特別徴収

年金からの徴収となります。ただし、65歳になられたばかりの方や、年度中に保険料の変更等があった方は普通徴収により納めていただくこととなります。

◇年金が18万円未満の方　→　普通徴収

町から発送する納付書や口座振替により納めていただきます。

(2)第2号被保険者(40歳から64歳の方)

●医療保険ごとに保険料を徴収します

加入している国民健康保険などの医療保険の算定方法にもとづいて決められます。
納め方は医療の保険料と一括して納めます。また、40歳から64歳までの被扶養者の方は、扶養者から徴収されますので、別個に保険料を納める必要はありません。

	健康保険・共済組合などに加入している方	国民健康保険に加入している方
保険料の額	・保険料の額は所得によって異なります。 ・専業主婦など被扶養者になっている方の保険料は、加入している被保険者全体で負担します。	・保険料の額は所得や資産などによって異なります。 ・世帯主が世帯員の分も負担します。
保険料の納め方	・毎月の給料から健康保険料と合わせて納めます。	・国民健康保険税と合わせて納めます。

●保険料を納めないでいると

第1号、第2号被保険者ともに、滞納期間に応じて、次のような措置がとられます。

◇1年以上…介護(予防)サービス費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により後で保険給付分(7割～9割)が支払われます。
◇1年6か月以上…保険給付分の一部又は全部が一時的に差し止めとなります。
◇2年以上…利用者負担が1割～3割から、3割又は4割に引き上げられたり、高額介護サービス費が受けられなくなります。

(3)介護サービスの利用者負担

●居宅サービスを利用した場合の負担額(要支援1～要介護5の方)

居宅サービスを利用した場合の自己負担額は原則として利用したサービス費用の1割～3割です。

3割負担の方	65歳以上の方のうち、本人の合計所得金額が220万円以上で同一世帯の65歳以上の方「年金収入と＋その他の合計所得額」が単身で340万円以上、2人以上で463万円以上の方。
2割負担の方	65歳以上の方のうち、本人の合計所得金額が160万円以上で同一世帯の65歳以上の方「年金収入と＋その他の合計所得額」が単身で280万円以上、2人以上で346万円以上の方。
1割負担の方	2割又は3割負担の方以外の方

●施設サービスを利用した場合の負担額（要介護1～5の方）

施設サービスを利用した場合、「サービス費用の1割～3割」と「食費」、「居住費」、「日常生活費」の全額が自己負担となります。

◇所得の低い人への食費と居住費の軽減制度（特定入所者介護サービス費）

一定の要件を満たす所得の低い方には、施設サービス（ショートステイを含む）を利用する際の食費と居住費の軽減制度が設けられています。軽減を受けるには町に申請し、認定されることが必要です。軽減を受けると、区分に応じて食費・居住費の負担限度額が下記の金額になります。

＜認定要件＞

令和３年８月から

利用者負担段階	所得の状況※１		預貯金等の資産※２の状況	居住費				食費
				従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	
1	生活保護受給者の方等		単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	490円 （320円）	0円	820円	490円	300円
	世帯全員が住民税非課税	老齢福祉年金受給者の方						
2		前年の合計所得金額＋年金収入額が80万円以下の方	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	490円 （320円）	370円	820円	490円	600円
3		前年の合計所得金額＋年金収入額が80万円超120万円以下の方	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	1,310円 （820円）	370円	1,310円	1,310円	1,000円
4		前年の合計所得金額＋年金収入額が120万円超の方	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	1,310円 （820円）	370円	1,310円	1,310円	1,300円

・(　)内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

・太枠線で協調した箇所が令和３年８月からの変更点です。

※1 住民票上世帯が異なる(世帯分離している)配偶者(婚姻届けを提出していない事実婚も含む。DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合等は対象外)の所得も判断材料とします。

※2【預貯金等に含まれるもの】資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの

(4)利用者の自己負担額が高額になったときは

●高額介護サービス費の支給

同一世帯の利用者が支払った1か月あたりの利用者負担額の合計額が、下記の上限を超えた場合は、申請により超えた分が高額介護サービス費として支給されます。ただし、福祉用具購入費と住宅改修費の利用者負担額や食費・居住費・日常生活費などは含まれません。

利用者負担段階区分	利用者負担上限額 (月額)
年収1，160万円以上の方	140,100 円(世帯)
年収770万円以上1，160万円未満の方	93,000 円(世帯)
年収約383万円以上770万円未満の方	44,400 円(世帯)
上記以外の住民税課税世帯の方	44,400 円(世帯)
世帯全員が住民税非課税	24,600 円(世帯)
●老齢福祉年金の受給者の方 ●前年の合計所得金額＋課税年金収入額の合計が80万円以下の方等	24,600 円(世帯) 15,000 円(個人)
生活保護受給者の方等	15,000 円(個人)

●高額医療合算介護サービス費

世帯内の同一医療保険加入者について、1年間（8月1日～翌年7月31日）の医療保険と介護保険との利用者負担額の合計額が、一定の限度額を超えた場合は、申請により超えた分が高額医療合算介護サービス費として支給されます。

3　利用できる介護サービス

(1)介護サービス等利用の手順

●介護サービス等を利用するには、要介護・要支援等の認定を受けることが必要です。介護予防を進めたい、又は介護が必要になったら、まずは、町の窓口に相談してください。

①申　請	本人又は家族からの申請が必要です。 （申請窓口：地域福祉センター介護保険係）
②要介護認定	申請後、ご自宅（入院している場合は病院等）へ調査員が訪問し調査を行います。 その後、その結果及び主治医の意見書等を参考に公平な審査・判定が行われ、介護や支援が必要な度合い（要介護度）が決まります。
③結果の通知	要介護度の判定結果を申請者に通知します。
④サービス利用のプランの作成	基本チェックリストで介護予防・生活支援サービス事業対象者に該当した方、又は要支援1・2もしくは要介護1～5に認定された方が介護サービス等を利用する場合は、介護支援専門員（ケアマネージャー）等が必要性に応じたサービスを組み合わせたケアプランを作成します。 介護認定の結果によって、利用できるサービスが異なります。
⑤サービスの利用開始	通所介護（デイサービス）、訪問介護（ホームヘルパー）等本人の生活に応じたサービスを利用することができます。

●介護・支援等の必要な程度とサービスの種類、ケアプランの依頼先

段階	非該当 （介護予防・生活支援サービス事業対象者）	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		軽い → 重い						
介護の必要な程度	自立して生活しているが下肢機能の低下や低栄養、閉じこもりなどが心配される方	日常生活に支援が必要だが、生活機能が改善する可能性が高い方		日常生活に介護が必要とする度合いの高い方				
サービスの種類	介護予防・生活支援サービス （一般介護予防事業）	介護予防サービス、介護予防・生活支援サービス		介護サービス				
依頼先	地域包括支援センター			居宅介護支援事業所 施設入所の方は入所先又は入所予定の施設				

(2)介護予防

●介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業とは、高齢の方が、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防と自立支援を総合的に提供する置戸町の事業です。

【介護予防・生活支援サービス】

要支援1・2の認定を受けた方、基本チェックリストによって生活機能の低下がみられ、事業対象者に該当された方が介護予防ケアマネジメントにより利用します。

サービスの種類		サービスの内容
訪問型サービス	介護予防訪問介護相当サービス	身体介護や認知症などにより専門的な支援が必要な利用者に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、食事や入浴などの日常生活上の支援を行います。
	住民主体のサービス(※)	地域住民の助け合いにより、掃除、洗濯、買い物、調理などの日常生活の援助を行います。
通所型サービス	介護予防通所介護相当サービス(デイサービス)	身体介護や認知症などにより専門的な支援が必要な利用者に対して、入浴、食事の提供、運動機能向上のための訓練を行います。
	短期集中型サービス(はつらつ筋力向上トレーニング)	生活機能や活動量が低下した利用者に対して、運動機能訓練を短期間に集中的に行います。(21ページを参照してください)
	ミニデイサービス(いきいき運動クラブ)	運動機能の低下がある利用者に対して、閉じこもり予防や筋力の維持向上を目的に、筋力トレーニングや椅子体操、口腔ケア指導、交流事業等を行います。(21ページを参照してください)
	住民主体のサービス(※)	地域住民が主体となって、通いの場として趣味活動、交流、会食、運動などを行います。

※住民主体のサービスは65歳以上のすべての高齢者が利用できます。

【一般介護予防事業】

65歳以上のすべての高齢者(第1号被保険者)を対象とした事業で、置戸町では次の事業を実施しています。

◇介護予防普及啓発事業

介護予防講座等を開催し、介護予防における知識の普及啓発をはかります。

(3)介護サービス

介護サービスには、居宅、地域密着型、施設のサービスがあり、認定結果・心身の状況等に合わせたサービスが利用できます。

●居宅サービス〔介護予防サービス〕　(対象:要支援1・2、要介護1～5の方)

居宅サービスは、自宅に居ながら利用できる介護サービスです。

表内のサービスの種類の欄で下段に〔介護予防・・・〕で示されているものは、要支援の方が利用できる介護予防サービスの名称です。訪問介護と通所介護(デイサービス)につきましては、要支援の方は、介護予防・日常生活総合事業での利用となります。

サービスの種類		サービスの内容
訪問サービス	訪問介護 (対象:要介護1～5の方)	ホームヘルパーが家庭を訪問し、入浴、排せつ、食事の介護など日常生活上の援助を行います。
	訪問入浴介護 〔介護予防訪問入浴介護〕	介護職員と看護職員が家庭を訪問し、介護用の浴槽を用意して、入浴の介護を行います。
	訪問看護 〔介護予防訪問看護〕	疾病を抱えている人について、看護師などが家庭を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。
	居宅療養管理指導 〔介護予防居宅療養管理指導〕	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが訪問し、療養上の管理や指導を行います。
通所サービス	通所介護(デイサービス) (対象:要介護1～5の方)	通所介護施設(デイサービスセンター)で、入浴や食事などの日常生活上の世話や訓練を行います。
短期入所サービス	短期入所生活介護 〔介護予防短期入所生活介護〕	介護老人福祉施設などに短期間入所し、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。
その他の居宅サービス	特定施設入居者生活介護 〔介護予防特定施設入居者生活介護〕	有料老人ホームなどに入居している方に、日常生活上の支援や介護を提供します。
	福祉用具貸与 〔介護予防福祉用具貸与〕	日常生活自立を助けるための用具や機能訓練のための用具を貸与します。
	特定福祉用具販売 (福祉用具購入費の支給) 〔特定介護予防福祉用具販売〕	入浴や排せつのための福祉用具を購入したときは、購入費の一部を支給します。
	住宅改修費支給 〔介護予防住宅改修費支給〕	手すりの取付けや段差解消などの住宅改修を行ったときは、改修費の一部を支給します。

●地域密着型サービス〔地域密着型介護予防サービス〕

地域密着型サービスは、介護が必要となっても、可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できるようにするためのサービスで、置戸町民が利用できる介護サービスです。表内のサービスの種類の欄で下段に〔介護予防・・・〕で示されているものは、要支援の方が利用できる介護予防サービスの名称です。

サービスの種類	サービスの内容
小規模多機能型居宅介護 (対象:要支援1～要介護5の方)	24時間、365日、「通い」「泊まり」「訪問」のサービスを一つの事業所が提供し、サービス管理は事業所に配属されたケアマネジャーが一元的に行うため、利用者の状態に即応する形で柔軟にサービスを組み合わせて提供することが可能です。
定期巡回・随時対応型訪問看護介護 (対象:要介護1～5の方)	24時間安心して在宅生活が送れるよう、日中・夜間を通じて、1日に複数回の定期的な訪問や、通報による訪問で、介護と看護の連携したサービスを行います。
1. 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) 〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕 2. 短期利用認知症対応型共同生活介護 〔介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護〕 (対象:要支援2、要介護1～5の方)	認知症の状態にある方が共同生活をする施設で、入浴・排せつ・食事の介護などの日常生活上の世話や訓練を行います。 また、空室を利用した短期利用も可能です。
認知症対応型通所介護 (対象:要介護1～5及び認知症と診断された方) 〔介護予防認知症対応型通所介護〕	利用定員1ユニット1日3人まで利用できるデイサービスで、入浴や食事などの日常生活上の世話や機能訓練を行います。
地域密着型通所介護 (デイサービス) (対象:要介護1～5の方)	利用定員18人以下のデイサービスで、入浴や食事などの日常生活上の世話や機能訓練を行います。

●施設サービス

施設サービスは、どのような介護が必要かにより、次のサービスが利用できます。

サービスの種類	サービスの内容
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム） （対象：原則　要介護3～5の方） ※要介護1～2の方は特例入所の制度があります。	常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられる施設です。入所している方に対して、入浴・排せつ・食事の介護などの日常生活上の世話、機能訓練、健康管理上や療養上の世話を行います。
介護老人保健施設 （対象：要介護1～5の方）	状態が安定している方が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアを行う施設です。入所している方に対して、看護、医学的管理下での介護や機能訓練などの必要な医療、日常生活上の世話を行います。
介護療養型医療施設　（※） （対象：要介護1～5の方）	急性期の治療を終え、長期の療養を必要とする方のための施設です。入所している方に対して、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護などの世話や機能訓練などの必要な医療を行います。
介護医療院 （対象：要介護1～5の方）	長期にわたる療養を必要とする方のための施設です。入所している方に対して、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や機能訓練、その他必要な医療、日常生活上の世話を行います。

(※)療養型病床群を有する病院・診療所、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院をいいます。

2 高齢者の総合相談窓口

1 地域包括支援センター　　包括支援係　電話　52－3309

(1) 地域包括支援センターとは

高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して生活できるように「総合相談窓口」として、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職が協力してさまざまな相談に応じます。相談の内容により、必要なサービスの提供や専門機関につなぎ、皆さんを支えていきます。

(2) 地域包括支援センターの役割

総合相談	生活の中で困っていること、健康や福祉、医療など生活全般に関する相談を受けます。
介護予防 ケアマネジメント	要支援1・2の方に、ケアプラン作成など必要な支援をします。
権利擁護	虐待や消費者被害への対応、成年後見制度の利用に向けて支援することで、人権や財産を守れるよう支援します。
包括的・継続的 ケアマネジメント	住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域の皆さんと考え、さまざまな機関とネットワークを作ります。

3 高齢者福祉サービスの利用

1 生活支援

(1)ホームヘルパー一般訪問

介護保険サービスや地域支援事業等を利用していないひとり暮らしや高齢者夫婦世帯を定期的な訪問を通して、生活面や健康面について状況を把握し、必要な場合に各サービスにつなげます。

対象者	おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者世帯又は高齢者夫婦世帯
利用料	無料
問合せ先	地域福祉センター高齢者福祉係　　電話　52－3333

(2)ホームヘルパー派遣

家事を行うのに支障がある高齢者の方の世帯に対して、ホームヘルパーを派遣し、日常生活上の軽易な援助を行います。

サービスの内容	週1回訪問による、状況確認や家事支援等
対象者	要介護認定で自立と判定された在宅の高齢者及び身体障がい者
利用回数	週1回・1日1時間以内
利用料	30分以上1時間以内　　176円
問合せ先	地域福祉センター高齢者福祉係　　電話　52－3333

(3) ひとり暮らし高齢者等安心カード配布

ひとり暮らしの高齢者等の安全及び安心を確保するため、緊急連絡先、年齢、持病の有無等の緊急時に必要な情報を記載、保管する「安心カード」を配布します。

対象者	おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者、緊急時の対応が困難な高齢者の居る世帯、及び重度の身体障がい者世帯等
利用料	無料
問合せ先	地域福祉センター包括支援係　　電話　52－3333

(4) 高齢者等緊急通報システムの設置

ひとり暮らしの高齢者の方などが、家庭で安心して暮らせるよう緊急通報機器を設置します。コールセンターによる定期的な状況確認や緊急事態発生時に緊急ボタン又は各センサーにより通報します。コールセンターから状況確認の電話が入り、電話に出られない状況の場合は、あらかじめ登録いただいた近隣の協力員、又は救急が出動し救援します。

対象者	急変するおそれのある持病をお持ちの65歳以上のひとり暮らし高齢者世帯又は準ずる世帯で、緊急時対応が困難な世帯、重度の身体障がい者世帯等
利用料	機器設置にかかる費用は無料ですが、一般電話回線に係る基本料金及び通話料は自己負担です。
問合せ先	地域福祉センター高齢者福祉係　　電話　52－3333

(5) 高齢者通院交通費助成

町外医療機関への受診が必要な高齢者に、通院にかかるバス運賃の一部を助成します。

対象者	路線バスを利用して訓子府町や北見市に所在する保険診療対象医療機関に通院している75歳以上の高齢者
助成金額	他の法令等により助成された額を控除したバス運賃の1／2
問合せ先	地域福祉センター高齢者福祉係　　電話　52－3333

(6)高齢者等介護移送費助成

町外医療機関の受診が必要な高齢者等で自家用車および路線バスによる通院が困難な方に対し、通院にかかる介護タクシー運賃等の一部を助成します。

サービスの内容	次の経費が対象となります。 ・介護タクシーおよびタクシー乗車運賃 ・移送に必要なストレッチャー、酸素等機器代金、付添い料金等 ・遠隔地にかかる迎車代
対象者	介護保険制度において要支援1以上の認定を受けている方または人工透析治療を受けている方で、訓子府町および北見市に所在する保険診療対象医療機関に通院するときに、自家用車および路線バスを利用することが困難なため介護タクシー等を利用する方
助成金額	所得段階に応じて運賃の90％～60％ 年間10万円限度（人工透析治療の方は20万円）
問合せ先	地域福祉センター高齢者福祉係　　電話　52－3333

(7)介護移送サービス

町内における通院等の移動困難者に対して、リフト付移送車両により自宅から医療機関への送迎や外出を支援します。

対象者	身体的な理由で外出が困難な高齢者
利用回数	週2回
助成金額	無料
問合せ先	地域福祉センター高齢者福祉係　　電話　52－3333

(8)ハイヤーチケット交付

町内の医療機関までに距離があり移動が困難な高齢者にハイヤーチケットを交付し、移送援助を行っています。

対象者	65歳以上のひとり暮らし高齢者
交付枚数	ハイヤーの基本料金分のチケットを年間96枚（基本料金を超えた分は実費負担となります。）
問合せ先	社会福祉協議会　　電話　52－3347

(9)軽度生活援助

在宅で自立した生活を送るために、日常生活上の軽易な作業を支援します。

サービスの内容	週1回程度草刈りなどの家屋周囲の手入れ、家屋の軽易な修繕、除雪等の軽易な作業
対象者	65歳以上のひとり暮らし高齢者
利用料	無料
問合せ先	地域福祉センター高齢者福祉係　　電話　52－3333 社会福祉協議会　　電話　52－3347

(10)除雪サービス

社会福祉協議会では、除雪が困難な高齢者世帯等に対し自宅の玄関から公道までの除雪サービスを行います。

対象者	町内に除雪ができる家族等がいない65歳以上ひとり暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯で、病弱等で除雪することができない方
利用料	無料
問合せ先	社会福祉協議会　　電話　52－3347

(11)配食サービス

自ら食事の準備や栄養管理が困難なひとり暮らし高齢者等に対し、弁当を届けるとともに安否確認を行い、配達時に異常が見られる場合は関係機関及び緊急連絡先へ連絡するなど必要な対応を行います。

サービスの内容	昼食および夕食の配達、安否確認・緊急時の通報等
対象者	①調理が困難で定期的な見守りが必要な方 ②低栄養の予防及び改善が必要な方 ①又は②もしくはその両方に該当する、おおむね65歳以上の ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯等
問合せ先	地域福祉センター包括支援係　電話　52－3333 社会福祉協議会　電話　52－3347

【昼食】NPO法人たちつてと　キッチン木の実

サービスの内容	・月、火、水、金曜日のうち週2回までの昼食の配達 ・配達時の安否確認、緊急時の通報等
利用料	1食　400円
その他	・週2回以上の利用を希望される方は直接事業所までご相談ください。 問合せ先　：　キッチン木の実　(電話)57－1888

【夕食】Aコープおけと

サービスの内容	・火・金曜日のうち週2回までの夕食の配達 ・配達時の安否確認、緊急時の通報等
利用料	1食　300円
その他	・Aコープの商品であれば、事前の電話注文で夕食の配達時に一緒に届けてもらうことが可能です。 注文時連絡先　：　Aコープおけと　(電話)52－3122

(12)訪問等理美容サービス

散髪等を希望する寝たきり等の高齢者の方に対し、理美容師の自宅への訪問等により理美容サービスを提供します。

サービスの内容	理美容師が訪問するための出張旅費(交通費)の助成、又は理美容院までの送迎
対象者	心身の障がい、傷病等の理由により理美容院に出向くことが困難な65歳以上の方
利用回数	年6回
利用料	無料(理髪料は利用者の負担となります。)
問合せ先	地域福祉センター高齢者福祉係　電話　52－3333 社会福祉協議会　電話　52－3347

(13)寝具乾燥消毒サービス

衛生的な生活を確保するため、寝具の乾燥・消毒サービスを布団乾燥車により行います。

対象者	心身の障がい、傷病等の理由により寝具の衛生管理等が困難な65歳以上の方で、町に布団干しができる家族等がいない方
利用回数	年4回
利用料	無料
問合せ先	地域福祉センター高齢者福祉係　電話　52－3333 社会福祉協議会　電話　52－3347

（14）高齢者等住宅改修費助成

住み慣れた住宅で引き続き生活ができるよう、住宅改修に要する費用の一部を助成します。

サービスの内容	段差解消、手すりの取付け、洋式便器への取替えなどのバリアフリー化工事等を対象とし、介護保険の住宅改修と併用して助成が受けられます。 ※適切な改修をすすめるため、住宅改修相談員を配置しています。改修工事着工前にご相談ください。着工後の助成はできません。
対象者	身体機能が低下している65歳以上の高齢者、身体障害者手帳1・2級を有する方及びこれらの方と同居している方
助成金額	対象工事費の1／2（助成限度額は50万円）
問合せ先	地域福祉センター高齢者福祉係　　電話　52－3333

（15）勝山温泉ゆぅゆ入浴料助成

自宅での入浴が困難な高齢者等に対し、勝山温泉ゆぅゆの入浴料の一部を助成します。

対象者	・入浴設備がない、または故障等により使用できない住居に居住している住民税非課税世帯に属する65歳以上のひとり暮らしの高齢者および高齢者のみの世帯の方 ・身体的な理由により自宅の風呂に入浴することが困難な方
助成金額	利用1回あたり　400円の入浴券を年間最大48枚（入浴料との差額は利用者の負担となります。）
問合せ先	地域福祉センター高齢者福祉係　　電話　52－3333

（16）生きがいデイサービス

外出の機会の少ない高齢者の方に対し、デイサービスセンターにおいて、入浴や趣味活動等のサービスを提供します。

対象者	閉じこもり予防の観点から、支援が必要な65歳以上の方（介護保険の要介護者・要支援者を除く）
利用料	１日あたり　800円（生活保護世帯は、１日あたり　400円）
問合せ先	地域福祉センター高齢者福祉係　　電話　52－3333

（17）はつらつ筋力トレーニング（第1号通所事業）

短期間で運動機能の向上を図るため、専門家による運動指導（トレーニング）を行います。

対象者	運動機能の低下が認められ、短期間で集中的（週2回　3ヶ月間程度）に運動機能向上を希望される65歳以上の方（介護保険の要介護者を除く）
利用料	1回あたり　350円　　＊送迎対応可
問合せ先	地域福祉センター健康推進係　　電話　52－3333

（18）いきいき運動クラブ（第1号通所事業）

運動機能の維持向上と、閉じこもり予防を目的としたミニデイサービス事業を行います。

対象者	運動機能の低下が認められ、運動機能向上や閉じこもり予防のため、外出機会の確保（週1回程度）を希望される65歳以上の方（介護保険の要介護者を除く）
利用料	1回あたり　150円　　＊送迎対応可
問合せ先	地域福祉センター健康推進係　　電話　52－3333

(19)ショートステイ

介護者の疾病、事故等により在宅での介護が困難になった場合に、特別養護老人ホームはなへの一時的な宿泊を通じて、在宅における生活継続を支援します。

対象者	おおむね65歳以上の高齢者および身体障がい者
利用期間	1回につき7日以内(最高3か月を限度に延長できます。)
利用料	自立した在宅の方 ・1日あたり2，120円(生活保護世帯は、1日あたり300円) 介護認定を受けた在宅の方 ・介護保険サービス費用の1割と食費・居住費などの実費
問合せ先	地域福祉センター高齢者福祉係　　電話　52－3333 置戸町特別養護老人ホーム緑清園　電話　52－3355

(20)福祉機器貸出

生活に必要な福祉機器を介護保険制度等で利用できるまでの間、貸出します。

対象者	急な疾病や高齢により身体機能が低下した高齢者等
利用料	無料
問合せ先	地域福祉センター包括支援係　電話　52－3333

2　家族介護者支援

(1)家族介護用品支給

重度の要介護高齢者等を介護している家族等に、介護用品の購入費を助成します。

サービス内容	紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、防水シート、清拭剤、ドライシャンプー購入に係る費用の助成
対象者	住民税非課税世帯の要介護4・5の高齢者等を在宅介護している方
助成金額	年間上限6万円
問合せ先	地域福祉センター包括支援係　　電話　52－3333

(2)介護慰労金支給

在宅で、寝たきりや認知症の高齢者等を介護している方に慰労金を支給し、介護者の労をねぎらいます。

対象者	住民税非課税世帯で要介護3～5の高齢者等を、介護保険サービスを1年間利用せず自宅で介護されている同居の家族
支給金額	年間10万円
問合せ先	地域福祉センター包括支援係　　電話　52－3333

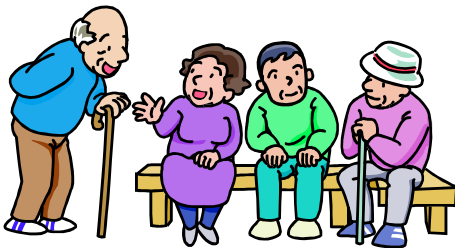

(3)介護者のつどい(よつ葉の会)

家族を介護している方が、介護に対する悩みや思いを共有できる関係づくりの機会を提供します。

サービス内容	介護家族のリフレッシュ、介護者同士の交流、情報交換、介護食や介護技術の習得を目的として月に1回の定例会の開催
対象者	家族を介護している家族等
利用料	無料(開催内容に応じて自己負担があります。)
問合せ先	地域福祉センター包括支援係　　電話　52－3333

(4)安全杖交付

社会福祉協議会では、歩行に不安がある65歳以上の高齢者の方に、反射板つきの杖を交付します。

利用料	無料

3　認知症対策・成年後見

(1)認知症サポーター養成

認知症について正しく理解し、認知症の方やその家族を地域で見守る「認知症サポーター」を養成する講座を開催します。

対象者	町民、置戸町に在勤、在学の方
参加費	無料
問合せ先	地域福祉センター包括支援係　　電話　52－3333

(2)成年後見制度利用支援

判断能力が不十分な高齢者などの成年後見制度の利用を支援するため、老人福祉法に基づいて町長が後見等の申立てを行うとともに費用を助成します。

対象者	認知症等により判断能力が不十分な高齢者で、次のいずれかに該当する方 ・2親等以内の親族がいない方や、2親等以内の親族があっても申立てを期待することが困難な方(3・4親等の親族が申立てをする場合を除く) ・成年後見制度の利用が必要な方
助成金額	在宅者　　28，000円以内 施設利用者　18，000円以内
問合せ先	地域福祉センター包括支援係　電話　52－3333

(3)高齢者 SOS ネットワーク

認知症の方が安心して地域で暮らせるようにするため、徘徊のおそれがある高齢者等の情報を事前に登録することにより、徘徊等で行方不明になった場合に、関係機関の連絡網を利用し、早期に発見できるよう支援を行います。

対象者	認知症高齢者等で十分判断のできない方を支援する家族および本人
利用料	無料
問合せ先	地域福祉センター包括支援係　電話　52－3333

4　高齢者の入所施設サービスの利用

1　養護老人ホーム

(1)養護老人ホーム　常楽園

環境的な理由や経済的な理由によって、在宅において生活することが困難な場合に生活支援を受けたり、社会参加をするために必要な指導・訓練等が受けられます。

対象者	原則65歳以上で環境的理由や経済的理由により、在宅において生活することが困難な方 ※老人ホーム入所判定会議において入所の必要性を判断します。
利用料	本人の収入および扶養義務者の課税状況により負担額が決まります。
その他	置戸町が入所措置をします。(個人契約ではありません。)
問合せ先	地域福祉センター高齢者福祉係　　電話　52－3333

2　介護老人福祉施設

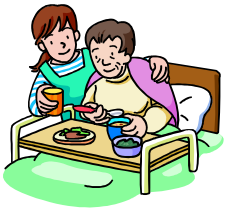

(1)特別養護老人ホーム　緑清園

常時介護が必要で居宅での生活が困難な方が入居し、日常生活上の支援や介護が受けられます。

対象者	原則、要介護3～5の方 ※要介護1・2であっても特例により在宅が困難と認められれば、利用できる場合があります。
その他	施設が開催する優先入居判定委員会において、緊急度が高いと判断された入所申込者から入所となります。(介護保険制度による契約)
問合せ先	置戸町特別養護老人ホーム緑清園　　電話　52－3355

3　認知症対応型共同生活介護施設

(1)グループホーム　はなおけと

可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、認知症の方が入居し、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、食事や入浴などの日常生活上の支援や機能訓練等が受けられます。

対象者	認知症状のある方で、要支援2以上の介護認定を受けた方
その他	申込みを行った方については、空き部屋が出た場合に利用できます。 （介護保険制度による契約）
問合せ先	グループホームはなおけと　　電話　67－5587

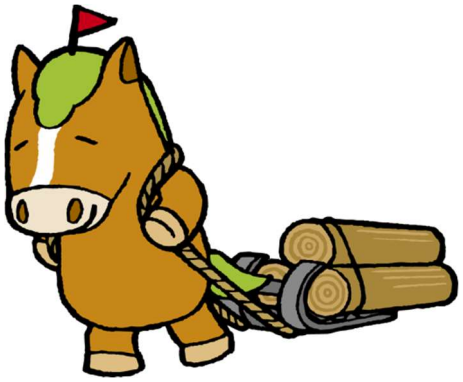

5 各種相談・サービス利用の窓口

●役場関係

内　容	窓　口	所在地	電話番号
高齢者に関する総合相談窓口	地域包括支援センター (包括支援係)	置戸246番地の3	52－3309 52－3333
高齢者福祉に関すること	地域福祉センター 高齢者福祉係	〃	52－3333
介護保険の認定、介護保険料、介護サービスに関すること	介護保険係	〃	〃
健診・予防接種に関すること	健康推進係	〃	〃
福祉医療に関すること	社会福祉係	〃	〃
後期高齢者医療に関すること	町民生活課医療給付係	置戸181番地	52－3315
消費者被害の問題に関すること	産業振興課商工観光係	〃	52－3313

●施設関係

名　称	所在地	電話番号
置戸町養護老人ホーム常楽園	拓殖51番地の5	53－2121
置戸町特別養護老人ホーム緑清園	拓殖51番地の13	52－3355
グループホームはなおけと	置戸22番地の1	67－5587

●その他

名　称	所在地	電話番号
置戸町社会福祉協議会	置戸246番地の3	52－3347
置戸赤十字病院	置戸77番地	52－3321
キッチン木の実	置戸115番地の1	57－1888

いきいき暮らし　地域の支えと　あふれる笑顔